

別表 1 (第 5 条関係)

不動産等の分類

分類	細分類	種類	説明
資産	固定資産	土地	法人の所有する一切の土地
		建物	法人の所有する一切の建物（仮設物は除く。）
		構築物	土地に定着して建造された建物以外のもので耐用年数 1 年以上のもの。
		建物附属設備	上記の建物の機能を果たすために必要な設備で耐用年数 1 年以上のもの。
		船舶	法人の所有する一切の船舶
		その他固定資産	上記以外の固定資産で耐用年数が 1 年以上のもの。
	無形固定資産	地上権等	地上権，地役権，水利権，借地権，電話加入権等その他これらに準ずる権利
		特許権等	特許権，実用新案権，商標権，意匠権，著作権等その他これらに準ずる権利

別表 1 の 2 (第 5 条関係)

不動産区分種目表

種類	種目		単位・数量	摘要
土地 (A)			平方メートル	
立木竹 (B)	001	樹木	本	庭木その他材積を基準として、その価格を算定し難いもの。
	002	立木	立方メートル	材積を基準として、その価格を算定するもの。
	003	竹	束	
建物 (C)	001	事務所建	平方メートル (建面積) 平方メートル (延面積)	官署、校舎、図書館、病院、停車場等の主な建物を包括する。
	002	住宅建	〃	宿舎、合宿所等の主な建物を包括する。
	003	工場建	〃	
	004	倉庫建	〃	上屋を包括する。
	005	雑屋建	〃	小屋、物置、廊下、便所、門衛所等他の種目に属さないものを包括する。
構築物 (D)	001	門	庫	木門、石門等の各一カ所をもって一個とする。
	002	囲障	メートル	さく、へい、垣等を包括する。
	003	水道	個	地中埋設管等の一式をもって一個とする。
	004	下水	〃	溝きよ、埋下水等の各一式をもって一個とする。
	005	築庭	〃	築山、置石、泉水等 (立木竹を除く。) を一団とし一カ所をもって一個とする。
	006	池井	〃	貯水池、井戸等の各一カ所をもって一個とする。
	007	補床	〃	コンクリート舗、アスファルト舗等の各一カ所をもって一個とする。
	008	浄化装置	〃	水洗装置を包括し各一式をもって一個とする。

	009	煙突	個	独立の存在を有するもので煙道等の設備を一団とし一基をもって一個とする。
	010	貯槽	〃	水槽，ガス槽等を包括し各その個数による。
	011	橋梁	〃	栈橋，陸橋をも包括し各その個数による。
	012	土留	〃	石垣，さく等の各一カ所をもって一個とする。
	013	射場	〃	射撃場における諸工作物の一式をもって一個とする。
	014	岸壁	メートル	
	015	トンネル	〃	
	016	無線電信柱	個	一式をもって一個とする。
	017	灯台	〃	灯船をも包括し一式をもって一個とする。
	018	ドック	〃	浮ドックをも包括し各一式をもって一個とする。
	019	諸標	〃	浮標，立標，信号標識等の各一カ所をもって一個とする。
	020	雑工作物	〃	掲示場，馬糞場，灰捨場等他の種目に属さないものを包括し各一カ所をもって一個とする。
建物附属設備（E）	001	水道	個	屋内給水設備等の各一式をもって一個とする。
	002	下水	〃	屋内排水設備等の各一式をもって一個とする。
	003	照明装置	〃	電灯，ガス灯，孤光灯等に関する設備（常時取り外す部分を含まない。）の各一式をもって一個とする。
	004	冷暖房装置	〃	冷暖房装置又は暖房装置のみの場合を包括し各一式をもって一個とする。
	005	ガス装置	〃	一式をもって一個とする。
	006	通風装置	〃	一式をもって一個とする。
	007	消火装置	〃	一式をもって一個とする。

	008	通信装置	個	私設電話，電鈴等に関する設備で他の種目に該当しないものを包括し各一式をもって一個とする。
	009	軌道	メートル	軽便軌道を包括する。
	010	電信線路	メートル，長瓦長	電信架空裸線，電信架空ケーブル，電信地下線，電信水底線等を包括する。
	011	電話線路	〃	電話架空線，電話架空ケーブル，電話地下線，電話水底線等を包括する。
	012	電力線路	〃	電力架空線，電力地下線，電車架空線等を包括する。
	013	気送管	メートル	
	014	空気供給管路	〃	
	015	望楼	個	
	016	昇降機	〃	一式をもって一個とする。
	017	籠及び炉	個	溶鉱炉，反射炉，結晶炉等の各一式をもって一個とする。
	018	諸作業装置	〃	起重機，発電装置，変圧装置，蓄電装置，除塵装置，気缶，ガス発生装置，変流装置，噴霧装置，シャフチング等の各一式をもって一個とする。
	019	雑工作物	〃	避雷針等他の種目に属さないものを包括し各一カ所をもって一個とする。
その他固定資産 (F)				
地上権等 (G)	001	地上権	平方メートル	
	002	地役権	〃	
	003	鉱業権	〃	
	004	その他	〃	
特許権等 (H)	001	特許権	件	
	002	著作権	〃	
	003	商標権	〃	
	004	実用新案権	〃	
	005	その他	〃	

別表2 (第11条関係)

不動産等監守者及び不動産等補助監守者

○ 名古屋工業大学 (御器所地区)

監守区域 (数字は建物番号を示す。)	不動産等監守者	不動産等補助監守者	備考
土地	財務課長	財務課副課長	
土地の定着物	財務課長	財務課副課長	
1号館 (143・146)	館長	室の使用責任者又はこれに準ずる者	
2号館 (162・163・164)	館長		
3号館 (169)	館長		
6号館 (168)	館長		
11号館 (84)	館長		
12号館 (137)	館長		
13号館 (86)	館長		
14号館 (85)	館長		
15号館 (126)	館長		
16号館 (115)	館長		
17号館 (72)	館長		
18号館 (167)	館長		
19号館 (80)	館長		
20号館 (128)	館長		
21号館 (99)	館長		
22号館 (160・161・166・170)	館長		
23号館 (119)	学務課長	学務課副課長	
24号館 (69・70・74・82・118)	館長	室の使用責任者又はこれに準ずる者	
25号館 (117・139)	館長		
51号館 (107)	学務課長	学務課副課長	
52・53号館 (102・103・104・105・106)	館長	室の使用責任者又はこれに準ずる者	
54号館 (108)	館長		
倉庫 (77)	施設企画課長	施設企画課副課長	

第2ポンプ室 (79)	施設企画課長	施設企画課副課長	
校友会館 (1)	総務課長	室の使用責任者又はこれに準ずる者	
第1ポンプ室 (133)	施設企画課長	施設企画課副課長	
保健センター (121)	保健センター長	室の使用責任者又はこれに準ずる者	
プレハブ自治会室 (140)	学生生活課長	学生生活課副課長	
自治会室作業所 (141)	学生生活課長	学生生活課副課長	
倉庫 (145)	経理課長	経理課長が指名する者	
物品庫 (122)	経理課長	経理課長が指名する者	
バス車庫 (142)	経理課長	経理課長が指名する者	
正門守衛室 (76)	施設企画課長	施設企画課副課長	
講堂 (67)	総務課長	総務課副課長	
図書館 (75)	学術情報課長	学術情報課長が指名する者	
本部棟 (134)	施設企画課長	各課等の副課長等	
車庫 (135)	経理課長	経理課長が指名する者	
危険物貯蔵庫3 (144)	危険物保安監督者	危険物保安監督者	
特殊ガスボンベ置場 (129)	ものづくりテクノセンター長	室の使用責任者又はこれに準ずる者	
NITクラブ (125)	財務課長	財務課副課長	
倉庫2 (81)	施設企画課長	施設企画課副課長	
構造実験室 (82)	館長	室の使用責任者又はこれに準ずる者	
第3ポンプ室 (100)	施設企画課長	施設企画課副課長	
危険物貯蔵庫2 (111)	危険物保安監督者	危険物保安監督者	
大会館 (127)	学生生活課長	学生生活課副課長	
リユースセンター (132)	施設企画課長	施設企画課副課長	
国際交流会館 (147・148・149・150)	学生生活課長	学生生活課長が指名する者	
ポンプ室 (151)	施設企画課長	施設企画課副課長	
特高受電室 (165)	施設企画課長	施設企画課副課長	
弓道場 (123)	学生生活課長	学生生活課副課長	
危険物貯蔵庫2 (111)	危険物保安監督者	危険物保安監督者	

体育館 (101) 体育更衣室 (112) プール プール附属屋 (109・136) テニスコート (クレーコート 4面) バレーコート (2面) バスケットコート (2面)	館長	室等の使用責任者 又はこれに準ずる 者	
テニスコート (ハードコート 2面)	学生生活課長	学生生活課副課長	
55号館 (138)	学生生活課長	学生生活課副課長	
器具庫 (120)	学生生活課長	学生生活課副課長	
北門守衛室 (110)	施設企画課長	施設企画課副課長	

○ 千種運動場

監守区域	不動産等監守者	不動産等補助監守者	備考
土地	学生生活課長	学生生活課副課長	
土地の定着物			
グラウンド			
野球場			
器具庫			
自動車部器具庫			
体育更衣室	館長	室の使用責任者又はこれ に準ずる者	

○ 千種寄宿舍

監守区域	不動産等監守者	不動産等補助監守者	備考
土地	学生生活課長	学生生活課副課長	
土地の定着物			
千種寄宿舍			

○ 庄内川艇庫

監守区域	不動産等監守者	不動産等補助監守者	備考
土地	学生生活課長	学生生活課副課長	
土地の定着物			
ボート艇庫			

船舶			
----	--	--	--

○ 志段味課外活動施設

監守区域	不動産等監守者	不動産等補助監守者	備考
土地	学生生活課長	学生生活課副課長	
土地の定着物			
馬場			
厩舎			
馬糞小屋			
ポンプ室			
器具庫			

○ 蒲郡艇庫

監守区域	不動産等監守者	不動産等補助監守者	備考
土地	学生生活課長	学生生活課副課長	
土地の定着物			
ヨット艇庫			
船舶			

○ 木曽駒高原セミナーハウス

監守区域	不動産等監守者	不動産等補助監守者	備考
土地	学生生活課長	学生生活課副課長	
土地の定着物			
木曽福島修練所			

○ 先進セラミックス研究センター

監守区域	不動産等監守者	不動産等補助監守者	備考
土地	先進セラミックス研究センター長	室等の使用責任者又はこれに準ずる者	
土地の定着物			
先進セラミックス研究センターA棟			
ボンベ置場			
成形試験棟			

研究センターB棟			
多治見交流会館			

備考・ 監守者のうち「館長」は、国立大学法人名古屋工業大学館長規程（平成16年4月1日制定）により選出された者をいう。

- ・ 各建物に設置された講義室の不動産等補助監守者は、学務課副課長とする。
- ・ 各建物に設置された電気室、機械室及びエレベーター等の不動産等監守者は施設企画課長とし、不動産等補助監守者は施設企画課副課長とする。
- ・ 各建物に設置された廊下、階段、便所及びコミュニケーションスペース等の共用部分の不動産等監守者は館長とする。

別紙様式 略